

I F A U-15 女子サッカーリーグ 2025 実施要項

- 1 目 的 県内の女子中学生年代におけるサッカーの技術向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。また、「J F A U-15女子サッカーリーグ関東」の下部に位置づけるリーグとして開催する。
- 2 名 称 I F A U-15女子サッカーリーグ 2025
- 3 主 催 (公財)茨城県サッカー協会
- 4 主 管 (公財)茨城県サッカー協会 女子委員会 U-15 部会
- 5 協 賛 (株)ミカサ
- 6 期 間 2025 年 4 月末 ～ 7 月
- 7 会 場 I F A フットボールセンター、ひたちなか市総合運動公園スポーツ広場
- 8 参加資格
 - (1) (公財)日本サッカー協会に「女子」の種別で登録した単独チームであること。
 - (2) 上記(1)に所属し(公財)日本サッカー協会に「女子」の種別で登録した選手であり、2010 年(平成 22 年)4 月 2 日から 2015 年(平成 27 年)4 月 1 日までに出生した選手(中学 3 年生～小学 5 年生)であること。
 - (3) 上記(2)において、クラブ申請の承認を得たクラブ内であれば、「第 3 種」「第 4 種」で登録した女子選手の出場を認める。ただし、小学生のみで構成されたチームの参加は認めない。
 - (4) 上記(1)～(3)の参加資格を満たしているが、選手数が 7 人未満のチーム同士が合同チームでの参加を希望する場合は、U-15 部会の承認を必要とする。
 - (5) 普及・育成の観点から、上記参加資格を有さないチームが参加を希望する場合は、U-15 部会の承認のもとフレンドリー参加を認める。
 - (6) 「JFA U-15女子サッカーリーグ 2025 関東」に参戦しているチームが参加を希望する場合は、U-15 部会の承認のもとフレンドリー参加を認める。
 - (7) 1 チームあたりの登録選手数の上限は設けない。
 - (8) リーグ開催期間中に追加選手がある場合は、追加選手の登録情報をリーグ事務局に通知すること。リーグ事務局は、登録状況を確認した後、変更承認済みメンバー表を発行する。なお追加選手は、承認日を含む 1 週間が経過した以降のリーグ戦から出場できる。
 - (9) スポーツ傷害保険に加入済みの選手であること。
- 9 競技方法
 - (1) 1 回戦総当りのリーグ戦を行う。
 - (2) リーグ戦における順位の決定方法は、勝ち 3 点、引き分け 1 点、負け 0 点の勝ち点により勝ち点の多い順に決定する。ただし、勝ち点の合計が同一の場合は以下

の項目に従い順位を決定する。

① 全試合のゴールディファレンス（総得点－総失点）

② 全試合の総得点

③ 当該チーム同士の対戦成績（勝敗）

④ ①～③の全項目において同一の場合は、同一順位とする。

（３） 試合時間は 70 分（35 分ハーフとし、ハーフタイムのインターバルは 10 分）とする。

10 競技規則

（１） 当該年度の(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。

（２） チームは、試合当日に提出メンバー表と選手登録状況の照合を受けるため、参加申込を完了した選手の選手証（写真貼付けされたもの）を一覧できるものを印刷し、試合会場に持参すること。

※ 選手証とは J F A W E B 登録システム「K I C K O F F」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや P C 等の画面に表示したものを示す。

なお、登録の確認ができない選手は、試合に出場できない。

また、当該年度クラブ申請がある場合は、承認が確認できる書類を持参すること。

（３） メンバー表 3 部及び登録選手証は、試合開始 30 分前までに本部へ提出とする。

（４） ベンチ入りできる人数は、

選手：登録メンバー（上記（２）提出メンバー表に記載の交代要員）、

スタッフ：6 名以内とし、その中に当該チームを掌握する責任ある指導者を必ずベンチ入りさせること。

（５） 試合開始時点で 11 人揃わない場合でも、7 人以上であれば試合を開始する。

M C M の時点で 7 人に満たない場合、当日の不可抗力によるものに限り、会場の運営責任者及び審判の裁量によって試合時間の変更をするなど試合実施に努め、実施内容をリーグ運営委員会に諮る。また、試合が成立しなかった場合の扱いについては、運営委員会で決定する。

（６） 先発メンバーはキックオフ 5 分前に本部前に整列して、メンバー表との照合及び用具の点検を受ける。選手は、自分自身あるいは他の選手に危険となるような用具、その他のものを身につけてはならない。ヘアピン、ネックレス、ピアス、指輪、ミサンガ等はすべて外すこと。（爪が伸びている選手に関しても、自身や相手の怪我の元となるため短く切っておくこと。）

（７） 選手の交代は、ボールがアウトオブプレー中に行うことができ、退いた競技者が再度、または複数回出場できる「再交代」を適用する。

また、交代要員として認められるのは、上記（２）提出メンバー表に記載のあるすべての選手とする。

なお、交代用紙は使用せず、提出メンバー表により確認する。

（８）「脳震盪」またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、選手の安全確保を目的に、次のとおりとする。

- ① 脳震盪かどうかの判断は運営責任者によって行うが、運営責任者がベンチ入りしている場合、双方の監督の合意によって行う。
- (9) 試合会場にはWBGT計を設置することとし、「JFA 熱中症対策ガイドライン」に沿って暑熱対策を講じる。
- (10) 試合球は、(公財)日本サッカー協会検定球とし、リーグ事務局にて用意する。

11 審判

- (1) 主審は、派遣審判員が行う。
- (2) 副審及び第4の審判員は、参加チームへの割当とし、チーム所属の有資格者が、審判服及びワッペンを着用のうえ行う。

12 ユニフォーム

- (1) 本リーグに登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - (2) フィールドプレイヤー(以下「FP」という)、ゴールキーパー(以下「GK」という)とも正・副の2色については明確に異なる色とする。
 - (3) 着用するユニフォームの色は、リーグ事務局が事前に提示したユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)の組合せをもとに、試合当日のマッチコーディネーションミーティング(以下「MCM」という)において主審が決定する。
 - (4) 主審は、MCMにおいて、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
 - (5) 番号は、提出メンバー表に記載のものと同様とする。
 - (6) 番号をあて布で変更する場合は、周囲をすべて縫い付け、MCMにおいて主審の確認を受ける。当て布及び番号の色は、縫い付けるユニフォームと同色が望ましい。
 - (7) 試合中のケガやアクシデント発生時またはメンバー表提出時にGKの控え選手がいない場合、GKとして出場するFPの選手が着用するユニフォームは、以下の優先順序での対応とし、必ずMCMで対応を決定する。(先にMCMで決定された色と被らないこと。)
 - ① GKとして出場するFPの番号がついたGKユニフォームを使用
 - ② GKとして出場するFPの番号がついたFPサブユニフォームを使用
 - ③ 番号がついていない先発GKと同色のGKユニフォームを使用
 - ④ GKとして出場するFPの番号とは異なる番号がついた先発GKと同色のGKユニフォームを使用(先発GKが着用したユニフォームの再着用は避ける。)
 - ⑤ GKとして出場するFPの番号とは異なる番号がついたGKサブユニフォームを使用
- ※1 控えGKとなる選手が特定できる場合は、メンバー表に明記
- ※2 GKがFPとして出場する場合、FPとして出場するGKの番号を付けた

F Pユニフォームを使用

- (8) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- (9) アンダーシャツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (10) アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし原則として、原則としてチーム内で同色のものを着用する。

13 懲 罰

- (1) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本リーグ次の1試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については「J F A 懲罰基準」に準拠して(公財)茨城県サッカー協会女子委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。
- (2) 本リーグ期間中に(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本リーグの終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。
- (3) 本リーグで累積された警告が2回となった場合、自動的に本リーグ次の1試合の出場停止処分を受ける。なお、警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2度目以降も1試合の出場停止処分とする。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処分を(公財)茨城県サッカー協会女子委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- (4) 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本リーグ次の1試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし2回の警告は累積されない。本リーグの終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。
- (5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本リーグ終了時をもって効力を失う。
- (6) 本リーグでの警告累積数は、出場リーグごとの累積とする。出場リーグを超えての持ち越しはしない。
- (7) 本リーグでの出場停止処分は、出場リーグごとの処分とする。出場リーグを超えての処分は行わない。
- (8) 出場資格のない選手が本リーグの試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの0-3の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については、(公財)茨城県サッカー協会女子委員会内規律・フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議のうえ決定する。
- (9) ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施のうえ「J F A 懲罰規程」に基づき(公財)茨城県サッカー協会女子委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

14 参加申込手続き

(1) 参加確認

① 参加確認書 所定の用紙に必要事項を記載のうえ、リーグ事務局宛に送付のこと。

② 確認締切日 2025 年 3 月 26 日 (水) 必着【厳守】

(2) 参加申込

① 参加申込書 J F A w e b 申請登録システム「K I C K O F F」により、大会エントリーを完了させること。
リーグ事務局は、大会エントリー承認を受けたチームに対し、承認済みメンバー表を発行する。

② w e b 入力期間 2025 年 4 月 11 日 (金) から 4 月 18 日 (金) まで【厳守】

※ 入力期間変更の場合は、リーグ事務局から別途案内する。

(3) リーグ参加費の振込

① 参 加 費 20,000 円 ※ フレンドリー参加チームは 5,000 円

② 振込期限 2025 年 4 月 25 日 (金) まで【厳守】

③ 振 込 先 常陽銀行 泉町支店 普通 1630435

茨城県サッカー協会女子委員会 代表 廣原啓二

※ 振込時の注意・・・必ずチーム名でお振込ください。

15 日 程 表 リーグ事務局にて決定する。

16 運 営

(1) 試合当日の会場設営については第 1 試合のチームが、会場撤収については最終試合のチームが主となり行う。

(2) 会場責任者については開催日ごとに、副審、第 4 の審判及び記録係については試合ごとに、参加チームへの割当とするが、試合進行の妨げにならないよう事前に従事者配置の調整を図ること。

(3) マッチミーティング

① 開始時間

- 1) 当日行われる試合数が、フレンドリーマッチを除き 3 試合以下の場合
・当日行われるすべての試合について、第 1 試合開始の 1 時間前に行う。

② 基本事項

- ・チーム代表者(監督)は、ユニフォーム正副 1 式を持参すること。
- ・主審がマッチミーティング不在となる試合のユニフォーム決定については、出席の主審が代理を務める。

(4) 試合前のピッチ内練習は、前の試合の終了後から試合開始 15 分前までとする。

(5) 試合中の事故、ケガ等の対応は、各チームが責任を負うものとする。

(6) 優勝チームには、表彰状及び記念品を授与する。準優勝及び第 3 位のチームには、記念品を授与する。

(7) 本リーグ戦順位を、当年実施の IFA 第 21 回茨城県 U-15 女子サッカー選手権大

会の予選リーグ組分けに反映する。

(8) 本運営要項に記載のない事案は、U-15 部会で決定する。

- 17 リーグ事務局 (公財)茨城県サッカー協会女子委員会 U-15 部会内
I F A U-15 女子サッカーリーグ事務局
担当者 大宮 次由 (K A S H I M A - L S C)
連絡先 携 帯 : 090-1884-6012
メール : yhkt18@outlook.jp

18 実施要項の改廃

本実施要項は、(公財) 茨城県サッカー協会女子委員会 U-15 部会において改廃できる。

作成日 2025 年 4 月 1 日

改訂日 2025 年 月 日

最終改定日 2025 年 月 日